芦屋市弘報

発行所　芦屋市役所
発行人　猿丸吉左エ門
編集人　西田増蔵
印刷所　阪急印刷
毎月一回廿日發行

緑の芦屋に文化の都

緑化運動

3月10日―4月10日

国破れて山河ありと昔からいわれていますが今次の戦争によつて変りはてた現在のわが国の山河は、こんな生易しいものではありません。濫伐、戦災、山火事、風水害等によつて荒らされたわが国の山林の現状は皆さんの想像以上に甚しいものがあります。曾ては、うつそうと茂つていた山林がいまはいたる所茶褐色の地肌を露わにしている痛々しいありさまなのです。わが国土の六三パーセントの二千五百万町歩は森林であり人口一人当りにすると三段歩となります。一人当り面積は学者によつてほゞ適度とされているのですが木材の蓄積量になりますと、林政の進んでいる独乙などに比較して約三分の一の段二百十石に過ぎないのです。

皆さん、三月十日から始まつた緑化運動は植林と愛樹を目的とします一方ではできる丈山や町に沢山木を植えて、森林の資源をつくり、観光上の風致を整えると共に、他方では樹木を愛護して水害を予防し、生活環境をよくしようとする運動なのです。木を植え又愛することによつて私達のうける利益は一々数え上げたら際限がありません。

芦屋市でもこの緑化運動を大きく展開いたします。即ち

①一般造林事業に特に力を入れて行う。既定計画の奥山共有林の植林を早急に行う。

②緑の週間の実施
四月一日―七日を緑の週間として
(イ)植樹祭を市と観光協会の共催で行う
(ロ)街路樹の整備や計画道路の植樹
(ハ)各学校のグラウンドに植樹
社会科のカリギュラムにとり入れる。
山林所有者に造林技術の指導講習をする

③山火事と盗伐の防止
特に山火事については、一寸した不注意がもとで、とり返しのつかぬ大事を起すものであることをよくわきまえていたゞき、一本のマツチ、煙草のすいがらにもよく気をつけましよう。眞の登山家は山の道徳をよく守るものです。
くり返して申しますが日本の国土を荒廃から救うためには山や町に木を植えることが何より大切です。そして山や町を緑にすることが私達の生活を守ることにもなります。毎年訪れる「緑化運動」に今年も皆様の心からの御協力をお願いいたします。

「みどりの歌」レコードを配布してその普及を図る。
(ニ)苗木を各家庭に配つて各自に植えていたゞく。

◈緑化週間◈

四月一日（火）街の緑化の日（街の植樹祭）
二日（水）家庭緑の日
三日（木）職場緑の日
四日（金）山の緑の日（山の植樹祭）
五日（土）交通緑の日
六日（日）学校緑の日
七日（月）緑愛育の日

2月臨時市議會

図書館建設案ほか多数議案を可決

市議会2月臨時会は2月29日に招集され、即日閉会しました。そして慎重審議の上次のように諸議案を可決し又承認しました。

★提出議案★
報告第1号　地方競馬費追加予算（承認）
議案第15号、市有土地特売のこと（可決以下同じ）
第16号　寄附採納のこと。
第17号　市有地売却のこと、縣営住宅建設用地として山手町山林を売る案。
第18号　土地買收のこと、岩園校用地として隣接地を買入れようとする案。
第19号　市報酬費用弁償及び実費弁償並びにその支給に関する條例中改正。
第20号　市職員給与條例中改正、ともにベース改訂に関するもの。
第21号　市営鉄筋コンクリート造四階建住宅建設のこと。
第22号　市立図書館建築費継続年期及び支出方法を定めること。
打出小槌町に廿六年度以降三ケ年継続事業として図書館を建てることにして、その支出方法をきめたもの、次案も之と関連がある。
第23号　土地建物買收のこと。
第24号　学校法人の助成に関する條例を設ける案（撤回）
第25号　上水道使用條例中改正（可決以下同じ）内容は別に詳しく説明します。
第26号　一般会計追加更正予算（第9号）、
第27号　地方競馬費追加更正予算（第3号）
第28号　打出追加予算（第2号）
監第3号　一月例月出納検査結果報告書（承認）

3月定例市議会

第3号　一般会計追加更正予算（第10号）
決算第1号　昭和25年度各会計歳入出決算。
3月15日招集、左記の案件を上程しました
報告第2号　起債議決変更のこと。

市民税の申告を早く!!

地方税法第三〇三條の規定に基き、公正な課税の基礎となる市民税申告書を洩れなく御提出して下さい。

(一)給与等の勤労所得のある方
二月二十九日まで
(二)その他の方（所得のある方もない方も）
四月二十日まで
(一)の方は既に期限が過ぎていますが特に只今期限後受付をいたしておりますから至急に御提出下さい。
正当な理由がなく申告をしなかつたり又は虚偽の申告をした方は相当の罰則の適用があつたりお互に不愉快な思いをすることになりますから、そのようなことのないよう注意して下さい。
（税務課）

市税完納の機運たかまる!

市税の完納があつて始めて市政の円満な運営が期待できます。逆に碎いて言えば、学校を建てるのも道路をよくするのも市民が文化的な生活を楽しむこともみんな先づ市税の完納があつて始めて万全が期せられるのです。このような認識が市民各位の間に持たれ、商店連合会の全会員の納税貯蓄組合加入、PTA会員の納税協力、弘報委員会の納税実態調査活動、各職域地域の組合結成等続々と納税協力の熱意が昂つて来たことは、誠に感謝にたえないところであると共に、さすが文化都市芦屋市民の皆様のよき御理解に対して敬意を表するものであります。

納税の成績も着々向上して居りますが、今一段の御協力をお願いいたします。
（税務課）

教育委員會

★三月定例会

（三月七日）
議案第90号　市職員定数條例を改正すること
第91号　市立幼稚園保育料條例のこと（一部修正可決）
第92号　市立学校使用條例をきめること（一部修正可決）
第93号　二十七年度市立幼稚園々兒の臨時定員。宮川一五〇、山手一二五、岩園九〇、計三六五とするもの（可決）
第94号　精道幼稚園の園兒の定員をかえること。即ち三学級一二〇人を四学級一六〇人に改める案（可決）
第95号　海水浴経営の移管について。経営を市へ移す案（可決）
第96号　市立幼稚園小中学校学年末教育行事の日程について（附帯決議可決）
第97号　二十七年度教育費予算見積書について、（可決）

★救ライ募金について

市民の皆様へ
このたび貞明皇后の御遺志による全国の癩患者及び其の家族の援護の募金運動が全国的に行われ、本市においても皆様の絶大な御協力御努力を賜わりました結果、目標額十万円を遙かにしのぐ一三九、六六〇円八〇銭という成果をあげる事が出来ましたことを関係者一同厚く感謝いたします。関係者一同（芦屋保健所）

告知板

★保育所が出来ます

市立の保育所が宮川町三番地にできることになり、三月一日から工事を始めました。三才から小学校入学までの幼兒約六十名を收容し、五月下旬に申込を受付け六月一日開所の予定です。（厚生課）

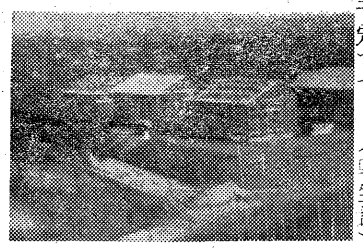
市營住宅

☆市營住宅の申込期日について

翠ケ丘、西藏、宮塚、東山各町に計六十五戸建築中の市營住宅は、その後着々工事を進めております。入居申込受付期日が三月下旬に確定しますから、お見逃しなきよう新聞、掲示板の発表に十分御注意下さい。（厚生課）

★南米移民の縁故者調査

只今市では、当市出身者で現在南米に移住している人とその留守宅（或は近親者）の住所氏名を調査しております。該当の方は市厚生課にお問合せの上、洩れなく御届け下さい。（厚生課）

☆懸賞論文発表

教職員より募集中の教育論文が此の程審査の末、入賞者が次の通り発表されました（教委）
第一位「中学校に於ける音楽艦賞教育並びに劇作指導の実際」山中　山本　繁　松

★結核相談

結核の療養と療養所入所に付御相談に応じていますから御利用下さい。毎週金曜日午前中芦屋保健所で担当医師、兵庫療養所医務課長　大田　裕氏（衛生課）

★入學式と卒業式

一、市立幼稚園保育修了式三月十九日（水）
二、市立小学校卒業式三月二十二日（土）
三、市立中学校卒業式三月二十日（木）
四、市立小中学校終業式三月二十四日（月）
五、市立小・中学校学年末休業自三月二十五日（火）至四月六日（日）
六、市立小・中学校始業式四月七日（月）
七、市立小・中学校入学式四月八日（水）
八、市立幼稚園入園式四月九日（水）

☆西宮競輪の成績

二月廿三日から開かれた市営西宮競輪は非常な盛況裡に二十八日幕をとじましたが、この六日間の成績は次の通りです。（庶務課）

日次	入場人員	売上金額
1	6.717人	20.655.500円
2	9.924	29.806.000
3	6.627	22.617.500
4	6.754	22.875.100
5	6.791	23.971.200
6	9.600	32.514.200
計	46.413	152.439.500

☆土曜講座

芦屋ユネスコ学生クラブと共催で土曜講座を開き、去る八日には大阪市大教授木村和三郎氏、十五日には関学大教授張源祥氏の文化講演があつたが引つゞき次の様に続行されます。御参聽を希望いたします。
（夫々午後二時より佛教会館に於て）
三月廿二日、ジャーナリズムと世相　朝日新聞社　吉村正一郎
〃廿九日平和と自由　神大教授　古林　喜楽（教委）

☆圖書館講習会

管下小・中学校の図書館の充実と、図書館科教育の徹底を期し各学校図書館主任のため、市立図書館で次のように図書館事務講習会を開催した。
二月五日　図書修理法講師、山田太郎芦高教諭、河野孝和司書
二月十二日　図書目録法、武市館長
二月十九日　図書分類法　武市館長（教委）

☆水道料金の改正

二月一日から水道料金を改正する事となりました。お互いに出費多用の折柄出来得る限り安い水道を多量に供給する事を念願致して居るのですが、現設備完成後既に十数年になり濾過砂の取替その他の諸設備の補修の必要が生じ、且つ戰災地域の道路改修に伴つて配水管の埋設替等の仕事が山積致し、且又資材が前回料金を改正しました時より倍以上となつて居りますので到底旧料金にては賄い切れなくなり改正するのですから、御了承の程御願い致します。
尚改正料金は次の通りです。（水道課）

一ヶ月水道使用料金

種別		基本 水量	基本 金額	超過 水量	超過 金額
1	一般家庭用 官公衙学校 營業用	10立方米迄	円 95	1立方米につき	円 10
3	湯屋業	200立方米迄	1.000	〃	6
4	撒水、工事用	10立方米迄	150	〃	15
5	噴水、娯楽用 臨時用	5立方米迄	300	〃	40
共	家事用	5立方米迄	40	〃	8

ホーム都市

長谷川初音

私は伝道の爲め方々へ旅行しますが、そしてどこででもそれ〴〵の良さに心育てられて帰つて来ますが、しかし芦屋駅頭に立つと、第一に感ずるのは「空気のおいしさ」です。矢張り芦屋はよいなアと感謝します。

× × ×

今芦屋は文化都市として出発しかけていますが、芦屋のよさは「見て貰うよさ」よりも「住むよさ」に焦点はないでしようか？

朝々の交通機関のあの混み方を見ても、いかに大阪、神戸に働場を持つ人が沢山芦屋に住んでいるかゞ解ります。

働きの能率を制してでも（イヤ却つて上るかも知れませんが、それなら尚更）家庭人の住居地として殊に子供の教育の土地として芦屋が選ばれている点にこそ芦屋の使命があり施政方針への指示もあると思います。

芦屋にパチンコ屋のないことは有難いですが競輪で学校が建つては痛しかゆしです。

× × ×

人間誰でも見て貰う事に気を取られ出すとそれに正比例して楽屋裏が混乱し出します。

わが愛する芦屋市はシンからソコから美しい舞台も楽屋もない、空気の潔いな、ホーム都市であつてほしいものです。

私は長く教育畑にもいましたくせに昔者のうかつさからモデルスクールとは「示範的な研究的な教育プログラムをもつ学校」の意かと思つてましたら、それは建物にかゝる言葉だと聞かされてガツカリしましたが文化都市という言葉にも又これに似た「がつかりさ」がありそうで心配しています。

パチンコ屋がないのは有難いことですが、パチンコ屋があつても、はやらない都市だつたらもつと〳〵有難いです。文化都市とはそんな内的な力を含むものではないでしようか。

しかしこんな夢を本気で追うものは誰でしよう。教育家、人の子の親、芸術家それらをベースする宗教家であるべきでしよう。しかし「ソンナ馬鹿げた夢が」と嘲われる間は、それは馬鹿げた夢であります。其間は山が美しくつても空気がおいしくつても、致し方のないダークタウンの現実を張りぼてのカンバンにかくして過さねばなりますまい。

教育施設も文化施設も立派ではありたいですけれども、精一つぱいの実力を表現した程度こそが良心的であり家庭的であり又次の世紀を負う魂への親切な呼びかけではないでしようか。

芦屋の都市計画が競輪などゝいう僥倖におんぶされたものでないようにと切願します。

日本に一つ位、ほんとうの夢を追う都市がありますように、そしてそれが芦屋でありますように。

（日本基督教団芦屋浜教会牧師）

弘報委員會だより

★第二回幹事会（二月二十日）

午后六時から市役所助役室で開催、久保委員長外全幹事出席し、前回幹事会でとりきめた運営具体策について、内海助役と懇談をとげ了解を得た。

★常任委員会　二月例会（三月一日）

午后二時から市役所内議場で開会、久保委員長、内海助役の挨拶事務局から会務報告として月間諸行事、委員の異動、市民投書の報告があり、ついで委員長から弘報活動実施策の幹事会案につき逐一説明して全委員の賛同を得た。終りに近く実施しようとする納税実態調査の件について林税務課長から種々話しがあり全委員の協力をお願いして五時散会

市民の声

◎町の美観について

町のアーチや街頭の看板等が如何にも町はづれの感じが致します。文化都市として町の美観をそこなう物にはある程度市の方で指導していたゞきたいと思います。

回答　都市の美観上現在、町の広告類はお説の通りまことに無秩序です。只今の街頭の看板類は殆んどが無許可であり、美観上差支えのないものを許可しているのでありますが、近く市警に於て無許可の看板類の取締りに着手する旨の通知をうけていますから今後ともこの問題については市は文化都市にふさわしいように指導し統制していきたいと考えています。

◎山手方面の道路について

市の発展はまづ交通からだと思います。山の手に発展の余地はいくらでもあります。山手中学の敷地附近から城山下を通り朝日丘、六麓荘町へ通ずる路線が出来れば芦屋の人口は倍になります。

回答　芦屋国際文化住宅都市建設法に伴う街路網の再検討を実施し当然本路線を追加し連絡街路事業として施行いたす予定であります

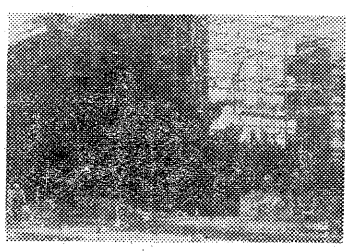

公營アパート

みどりの歌

今井久子作詞　JOBK作曲

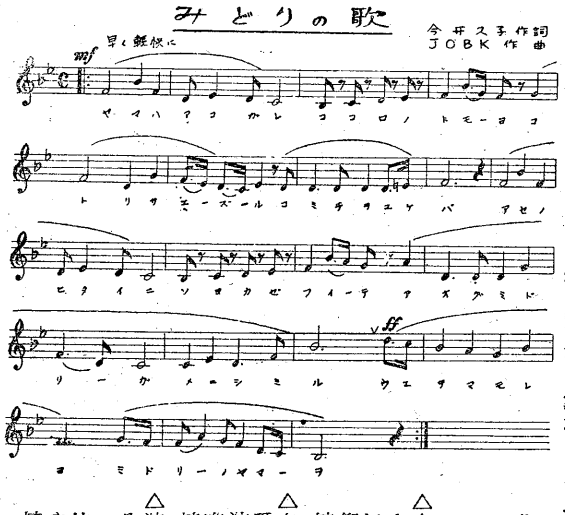

みどりの歌一等当選歌（昭和25年4月募集）

山はあこがれ

△山はあこがれ　こころの友よ
小鳥さえずる　小径を行けば
そよ風吹いて　汗のひたいに
目にしみる　みどりの山を
△山はふるさと　みどりが植えて守れよ
愛の乳房に　やさしい母の
流れ流れて　したたる水が
楽しみどりの　村から町へ
植えて拓けよ　幸を呼ぶ
△波にうかんだ　みどりの里を
四つの島を　そつとくるんだ
伸びて育つて　みどりの夢が
やがて希望の　山にも野にも
植えて造れよ　朝が来る
みどりの国を

納税貯蓄組合について問答

問　私の会社には芦屋市よりの通勤者が相当居ますが、組合の名稱、事務所の所在地、業務の目的等内税組合を作りたいと思い納ますがどんなり手続をすればよろしいか。

答　商店街で日掛貯金をしして納税にあてたいと思いますが、組合に加入すれば特典があるとのことですが詳しくおきかせ下さい。

納税貯蓄組合（昭和26、4、10施行）は加入者が個人でも法人（会社）でもよく、一定の勤務先又は地域を単位として納税資金を貯金しておいて納税しようとする方は、だれでも自由に有志を集めて作ることが出来ます。

手續は簡単です。組合を作るには同業組合のような特定の業者だけに資格を限らず、加入も脱退も、何の制限や強制もなく全く自由な立場の有志を集めるのが第一歩ですが、次に団体の規約を作り之を届出ればよいのです。

問　**規約とは？**

答　規定する事項については特別の定めはなく任意ですが、組合の名稱、事務所の所在地、業務の目的等内容を含むことは当然で税務課には規約の雛型がありますから、案の空欄に記入していたゞいても結構です。

そして組合は必ず**届出**をしていたゞかねばなりません設置届の用紙は税務課にありますから**設置届**に**規約**と**会員名簿**のです。もし此の届出がないと法による納税貯蓄組合と認められず、あとで申上げるような特典がありません。

問　組合はどんなことをするのですか。

答　そのあらましは、組合員の委任により

①貯蓄すべき金銭を取りまとめ

②この貯金を預ける金融機関をきめ

③その金融機関へ納税資金を預け入れること

④その預金通帳の保管

⑤納税告知書又は納付書の交付を受けて預入先の金融機関へ納付を委託すること

⑥納税及び貯蓄についての知識の普及徹底

⑦組合員以外の者に対して内容の普及をして組合を拡充する等でありますが、これ等は必ずしも全部行うを要するなく、どれを行うかは組合員の總意によりきめられます。

問　金融機関へ納付を委託するとは

答　組合員が組合の預金から納税に充てようとする方は、納税告知書又は納付書を預入先の金融機関に出して納付を委託すればよいのですが、委託せずに自分で納めるつもりで引出して納税しても委託の方法をとらずに引出した分は利子にまかすから、実際には委託納付の方法をとる方がたいへん便利でもあり、誤りもないと思います。

問　どんな特典があります。

答　①組合を作ると預金の利子については所得税がかゝりません。

②印紙税の免除、組合の業務に関する書類（委任状等）や組合の預金通帳又は証書にはすべて印紙税は課せられません。

③補助金の交付、組合の事務費用を補うために予算に應じて相当額の補助金が交付されます。

尚茲で特に申し上げたいことは、納税資金の貯蓄を正規な方法でしなかつたり、組合における地位を利用して課税に関与したり、組合の加入、脱退を強制する等の事は禁ぜられていますから御注意下さい。

要するに　昭和二十二年度以来採られた申告納税制度は納税者自身におかれて正確な申告をすることと納期限内に自主的に納付をすまし義務を果すことを前提とした制度でありまして、納税者に対する信頼感を第一の基礎としておるものであります。又二十五年度以来税制の改正で国税の減額、地方税の増加が行われて、市民の皆様には市税の負担が甚だ重くなつて居ります爲当市で内容の普及をして組合を拡充する等でありますが、これ等は必ずしも全部行うを要するなく、どれを行うかは組合員の總意によりきめられます。

問　組合員以外の者に対して内容の普及をして組合を拡充する等でありますが、これ等は必ずしも全部行うを要するなく、どれを行うかは組合員の總意によりきめられます。

問　金融機関へ納付を委託するとは

答　組合員が組合の預金から納税に充てようとする方は、納税告知書又は納付書を預入先の金融機関に出して納付を委託すればよいのですが、委託せずに自分で納めるつもりで引出して納税しても委託の方法をとらずに引出した分は利子にまかすから、実際には委託納付の方法をとる方がたいへん便利でもあり、誤りもないと思います。

問　どんな特典があります。

答　①組合を作ると預金の利子については所得税がかゝりません。

②印紙税の免除、組合の業務に関する書類（委任状等）や組合の預金通帳又は証書にはすべて印紙税は課せられません。

③補助金の交付、組合の事務費用を補うために予算に應じて相当額の補助金が交付されます。

尚茲で特に申し上げたいことは、納税資金の貯蓄を正規な方法でしなかつたり、組合における地位を利用して課税に関与したり、組合の加入、脱退を強制する等の事は禁ぜられていますから御注意下さい。

要するに　昭和二十二年度以来採られた申告納税制度は納税者自身におかれて正確な申告をすることと納期限内に自主的に納付をすまし義務を果すことを前提とした制度でありまして、納税者に対する信頼感を第一の基礎としておるものであります。又二十五年度以来税制の改正で国税の減額、地方税の増加が行われて、市民の皆様には市税の負担が甚だ重くなつて居ります爲当市で内容の普及をして組合を拡充する等でありますが、これ等は必ずしも全部行うを要するなく、どれを行うかは組合員の總意によりきめられます。

問　金融機関へ納付を委託するとは

答　組合員が組合の預金から納税に充てようとする方は、納税告知書又は納付書を預入先の金融機関に出して納付を委託すればよいのですが、委託せずに自分で納めるつもりで引出して納税しても委託の方法をとらずに引出した分は利子にまかすから、実際には委託納付の方法をとる方がたいへん便利でもあり、誤りもないと思います。

問　どんな特典があります。

答　①組合を作ると預金の利子については所得税がかゝりません。

②印紙税の免除、組合の業務に関する書類（委任状等）や組合の預金通帳又は証書にはすべて印紙税は課せられません。

③補助金の交付、組合の事務費用を補うために予算に應じて相当額の補助金が交付されます。

尚茲で特に申し上げたいことは、納税資金の貯蓄を正規な方法でしなかつたり、組合における地位を利用して課税に関与したり、組合の加入、脱退を強制する等の事は禁ぜられていますから御注意下さい。

要するに　昭和二十二年度以来採られた申告納税制度は納税者自身におかれて正確な申告をすることと納期限内に自主的に納付をすまし義務を果すことを前提とした制度でありまして、納税者に対する信頼感を第一の基礎としておるものであります。又二十五年度以来税制の改正で国税の減額、地方税の増加が行われて、市民の皆様には市税の負担が甚だ重くなつて居ります爲当市で内容の普及をして組合を拡充する等でありますが、これ等は必ずしも全部行うを要するなく、どれを行うかは組合員の總意によりきめられます。

問　金融機関へ納付を委託するとは

答　組合員が組合の預金から納税に充てようとする方は、納税告知書又は納付書を預入先の金融機関に出して納付を委託すればよいのですが、委託せずに自分で納めるつもりで引出して納税しても委託の方法をとらずに引出した分は利子にまかすから、実際には委託納付の方法をとる方がたいへん便利でもあり、誤りもないと思います。

問　どんな特典があります。

答　①組合を作ると預金の利子については所得税がかゝりません。

②印紙税の免除、組合の業務に関する書類（委任状等）や組合の預金通帳又は証書にはすべて印紙税は課せられません。

③補助金の交付、組合の事務費用を補うために予算に應じて相当額の補助金が交付されます。

尚茲で特に申し上げたいことは、納税資金の貯蓄を正規な方法でしなかつたり、組合における地位を利用して課税に関与したり、組合の加入、脱退を強制する等の事は禁ぜられていますから御注意下さい。

要するに　昭和二十二年度以来採られた申告納税制度は納税者自身におかれて正確な申告をすることと納期限内に自主的に納付をすまし義務を果すことを前提とした制度でありまして、納税者に対する信頼感を第一の基礎としておるものであります。又二十五年度以来税制の改正で国税の減額、地方税の増加が行われて、市民の皆様には市税の負担が甚だ重くなつて居ります爲当市で内容の普及をして組合を拡充する等でありますが、これ等は必ずしも全部行うを要するなく、どれを行うかは組合員の總意によりきめられます。

問　金融機関へ納付を委託するとは

答　組合員が組合の預金から納税に充てようとする方は、納税告知書又は納付書を預入先の金融機関に出して納付を委託すればよいのですが、委託せずに自分で納めるつもりで引出して納税しても委託の方法をとらずに引出した分は利子にまかすから、実際には委託納付の方法をとる方がたいへん便利でもあり、誤りもないと思います。

問　どんな特典があります。

答　①組合を作ると預金の利子については所得税がかゝりません。

②印紙税の免除、組合の業務に関する書類（委任状等）や組合の預金通帳又は証書にはすべて印紙税は課せられません。

③補助金の交付、組合の事務費用を補うために予算に應じて相当額の補助金が交付されます。

尚茲で特に申し上げたいことは、納税資金の貯蓄を正規な方法でしなかつたり、組合における地位を利用して課税に関与したり、組合の加入、脱退を強制する等の事は禁ぜられていますから御注意下さい。

要するに　昭和二十二年度以来採られた申告納税制度は納税者自身におかれて正確な申告をすることと納期限内に自主的に納付をすまし義務を果すことを前提とした制度でありまして、納税者に対する信頼感を第一の基礎としておるものであります。又二十五年度以来税制の改正で国税の減額、地方税の増加が行われて、市民の皆様には市税の負担が甚だ重くなつて居ります爲当市で内容の普及をして組合を拡充する等でありますが、これ等は必ずしも全部行うを要するなく、どれを行うかは組合員の總意によりきめられます。

どんな木を植えたらよいか

緑化運動をよい機会に、皆さんのお住いにもできる丈いろ〳〵の樹木を植えて日々の生活にうるおいをもたしていただきたいものです。いま植樹の御參考にもと次にさま〴〵の木についてかんたんに御紹介いたしましよう。

家のまわりにどんな木をどこえうえたらよいでしよう。

①庭や玄関で日のよく当るところ―ツバキ、モクセイ、ウメ、モクレン、ヤマブキ、ツツジ、ケフチク、トウ等は美しい花が咲いてよいものです。花の咲かないものにはタケ、モツコクがあります。

②日のあまり当らないところでは―アジサイ、ネムノキ、サクラ、サルスベリ（以上花木）マキ、ヒバ、クス、モチ、サンゴジュ、モミジ、ヤツデ、ツゲ、ヒイラギ。

③家の西側で西日のよく当る所では落葉樹がよろしい。―ダラタナス、アオギリ、イヤヤキ、ニセアカシヤ、イチヨウ、サクラ。

④住居の北側にうえると防風、防寒に役立ちます―ツバキ、カナメモチ、トベラ、モツコク（以上陽地むき）カシ、シイ、クス（これらは陰地むき）

⑤お隣りとの境いには火に強い―モツコク、サンゴジュ、モクセイ、モチ、シイ、イチヨウ等がよいでしよう。ショウロは火の粉がかゝるとすぐもえつき危険です。

⑥海邊近くでは潮風に耐える木―クロマツ、ネムノキ、ケフチクトウ、カイヅカイブキなどが適します。

⑦つるものも住居の緑化によいものです―バラ（庭門）ツルマサキ、テイカカズラ（低い所）フジ（棚）（塀や外壁）

以上は一例にすぎずほかにもこの土地によく適した木も多くあるでしよう。そして初めから大きな木を植えるのは手数ですから、むしろ苗木を少しづゝ植えていかれては如何なものでしよう。御家庭でのいろ〳〵のできごと、子達が生れたり結婚、入学等の機会に植樹されておかれるのは、いつまでも残るよい記念となりましよう。

お買物控え

市内生活用品流通価格

○印は騰貴　▲印は下落

（昭和27年2月15日調）

品名	銘柄	単位	価格
白米	内地米	1升	円 158
まぐろ	本まぐろ切身	100匁	▲ 225
いわし	まいわし	〃	▲ 24
さば	丸	〃	▲ 39
たい	まだい	〃	▲ 219
蕾藷	農林一号	1貫	▲ 79
ばれいしょ	男しゃく	〃	▲ 102
大根	長、葉付	100匁	▲ 3
人蔘	長人蔘	〃	▲ 13
ごぼう	地廻品	〃	▲ 17
白菜	結球	〃	○ 6
ねぎ	地廻品	〃	▲ 10
牛肉	ロース	〃	○ 240
豚肉	ロース	〃	▲ 198
かしわ	並	〃	▲ 170
鶏卵	中玉	1箇	13
小豆	大納言	1合	21
沢庵	本漬	100匁	▲ 17
醤油	キツコウマン印	2立入1本	128
味噌	赤、上物	100匁	38
食塩	燒塩を除く	100g	▲ 2
砂糖	分密白糖	1斤	○ 115
食用油	大豆白絞	1合	○ 40
清酒	1級酒	1升	823
番茶	川柳、上	100匁	112
みかん	温州	〃	25
りんご	紅玉	〃	○ 35
銘仙生地	着尺地	1反	▲ 2.363
タオル	純綿	1枚	▲ 60
婦人長靴下	絹、フルファッション	1足	▲ 483
婦人足袋	冬物、白9半	〃	▲ 173
男子皮靴	黒10半	〃	▲ 2.713
婦人下駄	桐柾目	〃	○ 363
和がさ	蛇の目	1本	○ 358
木炭	黒、なら上物	1俵	▲ 333
薪	堅木、並	1束	▲ 47
マッチ	小箱10ケ入	1袋	17
なべ	アルマイト径18cm「ツルマル」印	1個	▲ 231
石鹸	浴用「ミツワ」印	〃	30
ちり紙	100枚綴	1束	○ 14

新購入圖書

―市立図書館―

○古典のよみ方　池田亀鑑
○文学のよみ方　亀井勝一郎
○老年期問答　辰野隆
○男女　辰野隆
○いつまでも若く　下村海南
○シンガポール―運命の轉機―　辻政信
○野火　大岡昇平
○道徳の危機と新倫理　高山岩男
○日本人の思想史（上）　和辻哲郎
○コナンの延原謙訳　○四つの署名　延原謙訳
○魚の四季　末廣恭雄
○ドイル動物記（⑦⑧）　コクトオ訳
○シートン生物学講　篠遠喜人
○わが師　安倍能成
○わが友　アナタハン　百人
○大音楽家　丸山通郎
○おけの歴史　服部龍太郎
○ウジエニー・ラテ　江馬務
○百合、バザック　谷聞
○世界文学全集⑦　水野亮訳
○世界地理大系⑤―南アジア、アフリカ　石田龍次郎
○恭しき娼婦　サルトル　伊吹武彦訳
○註釋親族法（下）　中川善之助
○現代自然科学講座⑥　朝永振一郎

市民の聲

○どんなことでも結構ですからお氣付の意見希望苦情等を書いて貴町弘報委員又は市役所弘報係までお届け下さい。別の紙をお足しになつても可。

切り取り線

★懇談会

図書館では三月十五日夕、教育委員諸氏を招いて市立図書館の現状と將来について種々懇談し隔意なき意見の交換をとげた。（市立図書館）